

朝霞市規則第 1 号

朝霞市市民葬規則の一部を改正する規則

朝霞市市民葬規則（平成 26 年朝霞市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「17,755 円」を「21,673 円」に、「35,746 円」を「40,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後に火葬を行う市民葬から適用し、同日前に火葬を行った市民葬については、なお従前の例による。